

米国連邦倒産法(チャプター11等)に関する実務対応

辻 田 俊 幸
Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら

1 日本企業にとっても重要性を増すチャプター11

グローバル化の進展に伴い、日本企業と米国企業との取引や、日本企業による米国子会社の保有は珍しいことではありません。そうした中、日本企業が、取引先の米国企業のチャプター11手続への対応に追われることや、米国子会社についてチャプター11の申立てを検討する機会も増え、チャプター11への理解がますます重要になっています。また、最近では、2025年6月、自動車部品メーカー大手のマレリホールディングスが米国連邦倒産裁判所にチャプター11の申請をしたことは社会の注目を集めました。

ひとたびチャプター11の申立てがあると、利害関係者の権利関係に大きな影響を与えるため、利害関係者としてはチャプター11手続の効力を理解し、諸対応を検討する必要があります。たとえば、

①チャプター11の申立てにより、オートマティックスティ(Automatic Stay)と呼ばれる、債権者の個別的権利行使の禁止の効力が生じるため、債権者はその効力を正しく理解して対応する必要があります。

②取引債権者にとっては、自社利益の最大化のための方策が大きな関心事項となります。

③チャプター11の申立てと同時に行われるFirst Day Motionsの内容を速やかに把握することが、その後の貴社にとっての適切な対応判断のために重要です。

④債務者がチャプター11を利用したスポンサー支援型の事

業再建(363条セール)を行う場合には、債権者の立場からもその理解は重要です。

⑤貴社が債務者との間でライセンス契約を結んでいる場合は、当該ライセンス(知的財産権)の取扱いが大きな問題となります。

2 チャプター11に関する詳細記事

そこで、以下のリンク先では、筆者の米国留学(米国ロースクール留学及び現地法律事務所での研修)の経験を踏まえ、取引先についてチャプター11の申立てがあった場合、日本企業にとって特に関心が高いと思われる事項の概要と実務対応について解説しておりますので、ご覧いただけますと幸いです(以下のリンク先の記事は、弊所HPの「特集」→「米国連邦倒産法(チャプター11等)」からもご覧いただけます。)。

① [米国倒産手続① - オートマティックスティの効果と留意点](#)

② [米国倒産手続② - 取引債権者が取り得る方策](#)

③ [米国倒産手続③ - First Day Motions](#)

④ [米国倒産手続④ - スポンサー支援\(363条セール\)](#)

⑤ [米国倒産手続⑤ - ライセンス契約\(知的財産権\)](#)

チャプター11に関する日本語文献・情報が不足している中、リンク先の記事では、読者の皆様に対してできるだけ分かりやすくご説明することを心掛けていますので、チャプター11に関するご理解の一助となりますと幸いです。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。